

行政常任委員会

令和3年2月16日（火）

午前9時58分開会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席は、三鬼孝之委員、所用のため欠席でございますので、御報告をいたします。

それでは、本日の議題、まず高齢者福祉と障がい者福祉、紀北障がい福祉なんですけれども、これは1月25日やったですか、に開催した委員会で、パブリックコメントも踏まえ、委員の意見も取り入れるところは入れていただくということで、ある程度の最終案じゃないんですけれども、まだ、パブリックコメントは今日で終了したんですか。

（「昨日」と呼ぶ者あり）

○南委員長 そういったことですので、ほぼ原案に近い形になろうかと思っておりますけれども、まずもって、それでは、尾鷲市高齢者福祉計画の見直した部分の説明をお願いいたします。

○内山福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、まず高齢者計画の通知をさせていただいてよろしいでしょうか。

○南委員長 お願いします。

○内山福祉保健課長 尾鷲市高齢者保健福祉計画につきましては、先ほど委員長がおっしゃられたように、1月25日の行政……。

○南委員長 ちょっと待って、もう来た、入った、ああ、来ました。ありがとう、すみません。

○内山福祉保健課長 1月25日の行政常任委員会において中間案を御説明させていただき、その際にいただきました計画策定の背景に新型コロナウイルス感染症が拡大している状況の追加をさせていただきました。

また、介護予防の施策の方向にフレイル（虚弱対策）の追加や歯や口の動きの衰えを予防するオーラルフレイルの追加などの御意見を反映させていただくとともに、昨日までのパブリックコメントの中で2名の方から御意見をいただきました。

また、計画策定委員会の設置要綱や委員会委員名簿、用語解説、紀北広域管内の

事業所一覧を新たに追加させていただいたところがございます。追加箇所等につきましては主幹のほうから御説明をさせていただきます。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　それでは、令和3年度から5年度の尾鷲市高齢者保健福祉計画の原案につきまして御説明いたします。

1月25日の行政常任委員会にて中間案を御説明いたしました際に、委員の皆様方から御提案いただきました内容を追加した上で、そのほか、字句の修正、グラフ表示を見やすくするなどの変更を行っております。

また、1月26日から2月15日にかけて実施いたしましたパブリックコメントにていただきました御意見を加えた上で今回原案を作成いたしました。

それでは、中間案からの主な変更箇所につきまして御説明いたします。

原案の1ページを御覧ください。

変更箇所はアンダーラインの部分になります。

こちらでは、新型コロナウイルスの影響により感染防止対策の徹底、そして、新しい生活様式が本市においても求められていることを追加しております。

次に、飛びまして、32、33ページを御覧ください。

ここでは、パブリックコメントでいただいた御意見を掲載しております。

主に生活支援サービスの仕組み、移動支援、そして、周辺地域での医療体制の確保といった御意見をいただいております。

次に、43ページを御覧ください。

ここでは高齢者を取り巻く問題の多様化、複雑化に対応するため、属性を問わない包括的な支援体制の構築の必要性、そして、障がいや生活困窮などといった制度ごとに分かれている関連事業を重層的に取り組むこと、また、相談を待つだけでなく積極的に働きかける、いわゆるアウトリーチを通じた継続的な支援を追加しております。

次に、66ページを御覧ください。

ここでは、中間案では文章で説明しておりましたが、明確にフレイル対策という言葉を用いて説明を追加しております。

続きまして、68ページを御覧ください。

②介護予防教室の部分ですが、先ほどフレイル予防と併せまして移動機能の低下であるロコモティブシンドローム、そして、筋肉量の減少による身体機能の低下であるサルコペニア予防の重要性の啓発、そして、市民の方から自ら取り組んでいただけるようプログラムを随時更新し、充実させることを追加しております。

次に、69ページを御覧ください。

ここでは、オーラルフレイルについて追加しております。

オーラルフレイルは、かんだり会話をしたりする口腔機能の低下を指しておりまして、口腔機能の低下により食生活への悪影響や滑舌が悪くなることによって社会との関わりの減少を招いたりすることによりまして、全体的なフレイル進行の前兆となり、深い関係性が指摘されております。

ここでは、口腔機能向上のための教育や訓練、また、口腔ケアステーションとの連携強化について掲載しております。

最後に、82ページを御覧ください。

ここからは、策定委員会の設置要綱、次のページでは策定委員の名簿、そして、次のページからは用語解説、91ページからは紀北広域管内の事業所一覧を追加しております。

中間案からの変更点は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございました。

一応高齢者福祉計画の中間案ということで報告をしていただきました。これはあくまでもこの3月定例会で議会議決を要する議案となりますので、特に御意見のある方。

○濱中委員 実は、前回の委員会が終わった後に、紀北広域のほうの介護計画の変更の全員協議会でお話を聞かせてもらう機会がありまして、やはりそこでも医療と介護の連携について弱さを感じるところがありました。

その中で、やはり病院で見るべき医療の部分が終わった後の行き先、生活、病気という名は取れたとしても完全に生活ができるまでの回復、リハビリを含めてですけれども、それを終了した後の行き先に、とても退院調整の中で苦労されるということ現場で聞いておるんですけれども、それは結果として、みとりということまで考える必要があるのかなと。

この計画の中でも独り暮らしの高齢者がすごく増えている中で、みとりに関してもそろそろ、こういった計画の中にも考え方を示す必要があるのではないのかな。それはもう行政ではなく、もう個人個人に任せてしまわなければいけないのかなというのをすごく疑問に感じておるんですけれども、そういったあたりのお考えは今福祉では持ち合わせているのかどうか、お聞かせいただきたいんですけど。

○内山福祉保健課長 みとりに関しては、こういった尾鷲のような高齢化が進んでいる地域におきましては、なかなか在宅において開業医さんだけでみとりを行う

というのは、今後も完全な体制というのはつくることはできないんじゃないかというふうに思っています。

以前の話になりますけれども、こういった地域においては、公共的な医療機関も、ある意味みとりを行っていくという体制も必要になってくるんじゃないかというお話を以前、当時の病院長からはそういったお話も聞かせていただきました。ですので、みとりということ個人個人というより尾鷲市全体でこういった体制で最終的なその方の人生を送っていくのを見届けるかといったことについては、当然、医療機関もそうですし、尾鷲市全体で考えていくと、こういった考え方が必要ではないかと、このように考えています。

○濱中委員　　実はやはり、以前にD P C制度を取り入れるあたりの中で、病院長のお話を聞かせてもらう機会もあって、病院長のほうからもやはり尾鷲市はみとりをできる医療機関ということは必ず必要になるから、そういうところも担うつもりがあるという言葉は聞いたんですけれども、現場ではやはり退院という計画の中でなかなかそこまで、みとりまで安心しておれる状況にはないというような声も聞こえてきますので、福祉的な観点からぜひ医療との連携の話合いの中では、みとりに対して総合病院がこういった立ち位置でおられるのかということとそのたびごとに確認をしていただきたいと思います。もう恐らく1人で自宅で最後まで迎えられる人のほうがほとんどなくなってくると思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

○南委員長　　答弁は要りませんか。

○濱中委員　　多分さっきのが答弁ですよ。

○南委員長　　ありがとうございます。

他にございませんか。

○奥田委員　　僕、これ、全体を見ていて思うんですけど、この前もちょっと思ったんですけど、やっぱりこういう計画って結構専門用語が多いですよ。それで、特に片仮名が多いというか、読んでみると非常に分かりにくいところが結構あって、皆さんは分かっているのかな、僕だけが分からんのかなと思うんですけど、これ、用語解説が84ページ以降にあるんですけども、途中途中でこういうのというのはこういう意味ですよとかというのは普通はないもんなのかなという。やっぱり見ていると、非常にこれ、えっ、こんな単語があるみたいな、僕がちょっと語彙不足なんか知らんけれども、たくさんあるんですよ。見ている人、僕だけかもしれんけど、見ている人、本当に分かるのかなという感じがするんですけど、その辺というのは

議論になったこともないんですか、策定委員会とかそんなんでも。

- 南委員長　ただいまの奥田委員さんの指摘につきましては、実は昨日、委員会の打合せの段階で、そのことを、やっぱり委員会としても、もっと分かりやすい日本語なんかで表記したほうがええんじゃないかというようなことは、結局、注意ですね。できたら分かりやすい言葉で書いていただきたいと、最終的にはもう用語解説で入れるわけなんですけれども、できたら括弧書きぐらいで載せていただくようにしてもらおうと一番望ましい姿だと思っております。

課長、その点について。

- 内山福祉保健課長　今も御指摘いただきましたし、昨日委員長との打合せでもそういった御指摘いただきました。

構成の問題もあるんですけど、その都度その都度出てくる場所のところに米印か何かで下に解説を入れる努力をさせていただきたいと、このように思います。

- 奥田委員　ぜひそうやってしてもらおうとありがたいですね。

ありがとうございます。

それと、32ページのところでパブリックコメントのことがあって、ちょっと二つぐらい追加されておるじゃないですか。

- 南委員長　何ページですか。ページ数を教えてください。

- 奥田委員　32ページ。

ここの追加された二つ目のところで支援移動について現在の制度の上乗せ、横出しなど工夫という、使い勝手のよいものにしてほしいということで、制度の上乗せは分かるんですけど、いいようにしてほしい、横出しというのはどのような意味なんですか、これは。

- 川嶋福祉保健課主幹兼係長　御本人さんのパブリックコメントの御意見をそのまま載せさせていただいております、文字だけでは御本人さんの意図というのは、この文字だけではちょっと酌み取れはしないんですけれども、横出しというのがもっと制度を柔軟的に活用できないかというふうな意味ではないかなというふうのうちとしては捉えております。

- 奥田委員　これはあれですか、上乗せというのは充実という意味で、新たに加えるという感じかな。横出しというのは柔軟にという意味なんですか。それならそれでもうちょっと、そういうのってそのまま載せなあかんもんなんですか、その文言というのは。分かるようにできないもんですかね。それならそれでね。

- 内山福祉保健課長　先ほど御指摘の件ですけれども、通常その制度の上乗せと

というのは、当然、基準の範囲があつて、基準を超えてでも、例えば尾鷲市で単独で制度を上乗せするといった場合に使うやり方ですね。横出しというのはどちらかという、その制度そのものの範囲を広げるといった形でよく使われていますね。上の基準額を超える場合は上乗せ、その範囲を広げる場合は横出しといったような表現は一般的に使われています。ですので、我々としては、そういった柔軟な対応を取っていただきたいという意味なのかなという解釈をさせていただきました。

○南委員長　　よろしいですか。

○三鬼（和）委員　　64ページからなんですけど、先ほど濱中委員も広域連合における介護の3年の見直しの中でも介護予防というか、要介護になる前にもう少し力を入れなくちゃいけないということが出てきて、そのことを担っておるのがこの計画だと思うんですね、各市町の。

64ページ以降に健康づくりと介護予防の推進ってあるんですけど、これはごく普通のことを書いてあつて、昨日たまたまNHKで夜中に大阪の豊中市の、これ、ちょっとコロナで生活ができない人とか、そんなもう40代とか50代の人が相手だったんですけど、その中にソーシャルワーカーさんの活動というのをクローズアップしておりました。

どうなんでしょうかね。この健康づくりの推進の具体的なことをもっと掲げるべきじゃないかなというのと、取組において、介護される方の予備軍といったらおかしい、予備的なものももっと以前の高齢者、後期高齢者になった段階からそういったことをチェックできるというまちづくりするほうが後々の医療であるとか介護費が負担がかからんというのか、そういったぐらいのもう考え方じゃ駄目なんじゃないかなという、昨日ちょっとそれを、そのテレビを見てふと反省したわけなんです。例えば、行政から、特に尾鷲市であつたら尾鷲社協にそういったソーシャルワーカーさんを育ててもらって、その方たちがこれまで行っている福祉委員の方であるとか福祉委員会であるとか、あれだったら介護のケアマネさんなんかと連携して、そういった健全というか年齢がたつてきて、いつ、今年は元気やったけど、翌年したらちょっと足腰が悪なったとかというのはこれも往々にしてあり得ることですもんで、個人的に努力されている方もおるんですけど、そういったものを早めに悪くならないような取組をしないと、もう行政とかの負担もかなり大きなものになってくるし、広域であるとか負担になってくるという、こんな小さな、特に高齢化が進むまちでは、むしろ急がば回れで、そちらのほうに力を入れるほうがこの計画というんですか、それが担えるとか、介護を受けたいとか要介護になる方とか、この地域

包括ケアに世話になる方をできるだけ1年でも2年でも遅らせるということができるといけないかなとふと思ったので、もっとこの計画の中では具体的にそういったものをするべきで、これはもうあくまで、要介護になる直前の方を対象にしか、狭い範囲での書き方しかしていないような気がしてきました。ゆうべ、そのテレビを見てすぐにこれをもう一遍読み直しした中ではそう思うんですけど、そういった点については検討の段階で、どうですか。直面したことにはばかり課題が行ってしまっていたんじゃないかなとふと思ったんですけど、どうなんでしょうか。

○内山福祉保健課長　介護予防教室につきましては、当然、要支援1とか要支援2になる前に来る時期を遅らすというか、極力元気で自分で活動できるような生活を送っていただくための予防ということで我々としては取り組んでいるところでございますけれども、介護予防というだけではなくて、尾鷲市としましては、例えば40代、50代の方でも生活習慣病に備えるための健診をしてくださいといったような周知もさせていただきますし、そういったことが結果として予防の、体力を失うことが極力引き延ばせることができるといったこともありますので、この予防ということ、介護予防ということと健康、予防ということと併せて、今のところ、40代、50代の方についても先ほど申し上げましたような生活習慣病対策をやっているというところでございまして、さらなる意識の啓発といいますか、そういったことは当然必要であると、このようには考えていますけど。

○三鬼（和）委員　私、全体的な尾鷲市のまちづくりとして、社協さんを中心に民間の老人施設の方でもケアマネさんとかそんな、あちこち回っていたりとか、デイサービスなんかもされておる方もおるんですけど、そういった方たちがその業務じゃなしに、行政がそういったところに手当もつけるようであれば、高齢者全体、健康な高齢者の方も含めてそういった方の相談であるとか見回りとかをすることによって、できるだけそういったものにかからずに、健康で生活できるようなというのか、確かに40代とかでやっておっても直前になってから足が動かないとか、体が動きが悪くなったとか、認知症にしてでも現れるというケースがあるわけですので、健康な段階でもう少し、健康な方にはあれですけど、健康な段階で取り組むという計画こそがもう少子高齢化の時代には必要なのではないかなと。昨日ちょっと反省させられたようなところがあって、その辺をもう少しここまで計画を立てておりながら今大前提のことを言い出すとちょっと変かとは思いますが、これを読み直すと、この辺は、健康づくりと介護予防のやつはありきたりなことをさらっと書いて、これまでのことを書いておるだけに過ぎやんもんで、これはこれで構わ

んのですが、そういったようなソーシャルワーカー制度を設けるとか、尾鷲独自の、そして、そのことによって福祉委員さんであるとか、介護の方たちであるとか、そういった方と連携を取りながら市全体において、こういった介護を必要としないような生活を送れるようなまちづくりをしなくちゃいけないんじゃないかなと思いましたが、その辺はいかがですか。

○内山福祉保健課長 1月の常任委員会の中間案でも御説明をさせていただいてきましたけれども、アンケート調査を実施させていただいた結果、そういった様々な集まりには参加するけど、集まりの企画者にはなかなか成り手がいないといったような現状がございました。

委員がおっしゃった話とは若干ずれるか分かりませんが、尾鷲市内でそういった企画段階から、比較的若い年齢層の方々にそういった活動に関わっていただきまして、そういった方々がある程度リーダー役となっていて、その周辺の方々とか地域の方々がより介護予防に至るまでの活動も含めてやっていただくと、こういったことが地域で浸透してくれば、今御意見としておっしゃっていただいたような活動につながっていくんじゃないかと思っていますので、極力こういった地域の方々の活動の企画を担っていただくような人材育成のほうに努めていきたいと、このように考えています。

○三鬼（和）委員 もちろん、これを書いたことをどうこう変えよとか云々じゃないのですが、こういったことを含めて、実践として、尾鷲市にも社会福祉協議会でこれまで市の福祉を大々的に担ってきて、今は行政よりかも柔軟的に取り組みながら尾鷲市とタイアップして、いろいろな福祉、市内の福祉を進めておる団体もありますし、今課長言われておりましたように、当然、民間の方の力も借りなくちゃいけないということはどこの文献を読んでも載っておりますので、計画を立てられたのであれば、今度は実践において新たなものというのか、そういったものももう少し本当の実践舞台となるような、この計画を絵にかいた餅にならずに、尾鷲市全体のこういった福祉が成り立つように、行政のほうもリーダーシップを発揮していただきたいがためにちょっと発言させていただきましたので、その辺については今お話ししたことを含めて現実的な形というんですか、これが取れるような御尽力願いたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○内山福祉保健課長 将来を見据えた尾鷲市の在り方ということ踏まえますと、今おっしゃられた意見は重要であると考えていますので、今をどうするかというより今後将来をどうするかといった視点に立って、そういった活動の輪を広げていく

と、必要があるんじゃないかと、このように考えています。

○小川委員　　今、三鬼和昭委員のお話をちょっと聞いていまして、要支援、要介護になる前に、これに載っていますが、フレイル対策って載っていますけど、そのためにフレイル対策があると思うんですよ。フレイル対策の重要性ということをもっと書いたほうがいいんじゃないでしょうかと思うんですけど、ある文献なんかによると、フレイル対策によって健康寿命も結構延びている、要介護、要認定になる時期をずらせることができるということが書いてありますので、そういうこともきっちり書いたほうが、そういうのがフレイルということも分かりやすいんじゃないですか。フレイルってどういうもんか、用語解説もありますけれども、あれだけじゃちょっと分かりにくい部分があって、フレイル対策って結構、対策って広いですよ。もっと詳しく書いたほうが健康寿命を延ばしたりできるんじゃないかと思うんですけど、その点はいかがなんでしょうか。

○内山福祉保健課長　　計画の68ページに介護予防教室ということでフレイル対策の重要性といいますか、大切さというのを記載させていただいているところなんですけれども、もう少し内容を充実させたほうがという御意見でございますので、ちょっとこの辺は再考させていただくということでよろしいでしょうか。

○小川委員　　これだけでは、僕、読んだんですけど、なかなか分かりづらいなというので、フレイル予防って何なんやろうということで分かりづらいところがありますので、今、三鬼和昭委員が言われる、それで、しっかりやっていただいたら和昭委員が言うようなことを解決できるんじゃないかと思うんですけど、よろしくお願ひします。

○野田委員　　2ページのところなんですけれども、中段のところ、ちょっと要は中間案と比較する中で、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条ってなっているんですけども、中間案は法律第23条の規定ってなっているんですよ。これは、23条についてはいろんな協議会の設置とかという国の方針の文があったと思うんですけども、この14条に変えたという理由は何かあるんですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　　大変失礼しました。

23条は改定前の条項でして、改定後に14条と変更になったことをちょっと見落としていましたので訂正させていただきました。

○野田委員　　それと、57ページに成年後見制度の利用促進基本計画というものがあるんですけども、これは基本計画というふうに考えたらいいんですか。基本計画というのはまた高齢者保健福祉計画が別個にあるんですか。それとも、この中

に落とし込んだ形なんですか。ちょっとそこら辺、どうなんですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　基本計画という名称は国の基本計画で定められている、各市町村において基本計画を定めることが望ましいというふうな言い方をしておりますので、今回基本計画という名称を使わせていただきました。これ以外に何かあるかといいますと、例えば市長申立ての実施要綱であるとか、今回上げさせていただきます協議会の設置条例、こういったものが関わってくるので、これの下部に何かあるというわけではないですね。

○野田委員　ということは、要は原案のこの中に入っているのが今現在の全てというふうに判断してよろしいんですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　はい。そのように理解していただいて結構です。

○野田委員　国と、先ほど14条のところの基本計画、国がつくって市長さんがそれに準ずるとい形になっているということを理解しましたので、分かりました。以上です。

○三鬼（和）委員　小川委員も言われておったんですけど、私もちょっとフレイルを充実させるためにも、これ、行政が全部やる、この計画において行政がいつまでもリーダーシップを取るのかとっておると、自治体自体が小さくなっておるといことは、行政自体も職員数が減ってきておる中では、やっぱりそういったように、社協さんの中にソーシャルワーカーを育てることによって、こういった事業のリーダーシップを取っていただいた中で構築していくというところまでやっぱり計画がなければ実践できないと思うんですね。そういった意味では、もう少し戦略的なスキーム、どういうふうに進めていくかというのも計画の中にフレイルの在り方そのものでなしに、フレイルまで持っていくとか、フレイルを誰がリードしていくかということを含めて、そういったことを実践の中で取り組んでほしいなと思うんですけど、考えはどうですか。

○内山福祉保健課長　介護予防教室につきましては、もともと尾鷲市職員が主体となって、三重大学にも御協力いただいているんですけども、まずは市の職員のほうが各地域へ出向いて市が主体となって活動を実施してきました。ただし、いつまでも市が実施主体となってやっているというわけにはいきませんので、その地域地域でリーダーを養成しまして、そのリーダーの方が主体となって、今現在そのリーダーの方々が地域をまとめてフレイル教室というか予防教室を開いていただいておりますので、今後も各地域にそういったリーダーの方を養成することによって、もっと輪が広がっていくのではないかと、このように考えています。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、高齢者福祉計画についての審査は終わります。

今、先ほど課長のほうから説明がございましたように、まだ若干の見直しが想定できるということでよろしいですね。お願いします。

それでは、次に、第5期紀北障がい計画と尾鷲市障がい計画、また、障がい児童福祉計画は関連性がありますので二つ同時に説明をさせていただきますが、あくまでも議会議決のほうは尾鷲市障がい福祉計画、第2期尾鷲市障がい児童福祉計画でございますので、御理解をお願いいたします。

それでは、二つ併せて説明をお願いします。

○内山福祉保健課長 それでは、第5期紀北地域障がい者福祉計画、第6期尾鷲市障がい者福祉計画、第2期障がい児福祉計画につきましては、1月25日の行政常任委員会におきまして中間案を御説明させていただきました。

その後、第5期紀北地域障がい者福祉計画に用語解説、協議会設置要綱、協議会委員名簿を新たに追加をさせていただき、また1名の方からパブリックコメントでの御意見をいただいております。

第6期尾鷲市障がい者福祉計画、第2期障がい者福祉制度の説明の際にいただきました、尾鷲市の計画策定の趣旨に新型コロナウイルス感染症が拡大している説明、状況を追加するよう御意見いただきましたし、また、計画推進に向けた新しい生活様式の実践として、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況も記入するようという御意見をいただきましたので追加させていただいております。追加箇所等につきましては課長補佐のほうから御説明をさせていただきます。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 それでは、第5期紀北地域障がい者福祉計画について御説明いたします。

計画については大きな修正点はございませんけれども、パブリックコメントがございましたので、その点について説明させていただきます。

11ページを御覧ください。

⑧その他、御意見等の中ほどから下線を引いた4点ほど、パブリックコメントとして御意見をいただいております。

それから、次に、55ページを御覧ください。

参考資料としまして用語解説、それから、62ページを御覧ください。

62ページ、この計画の策定を御審議していただきました紀北地域協議会の設置

要綱を追加しております。

次に、64ページ、紀北地域協議会の委員名簿でございます。

第5期紀北地域障がい者福祉計画につきましては、以上でございます。

続きまして……。

○南委員長 今の先ほどの11ページのパブコメの部分があったでしょう。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 はい。

○南委員長 もうちょっと詳しく説明してもらえんかいね。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 それでは、11ページを御覧ください。

パブリックコメントをいただいたところを説明させていただきます。

まず1点目、関係団体、関係機関を対象としているが、障がい者施策についての課題、要望は、障がい者本人からも意見を聞く必要があるのではないか。

障がい児支援の施策が記載されていますが、不登校児の施策は記載がありません。不登校児は福祉の支援の対象外ですか。

障害者差別解消法では、合理的配慮の提供は事業者にとっては努力義務、行政にとっては義務です。一般住民には広報、ホームページ、ZTV等での啓発でもいいかもしれませんが、事業者と行政はそれではいけません。事業者には商工会と連携し、研修会や啓発チラシの配布を実施することも有効だと思います。

最後に、障がい者差別解消に向けて、三重県職員対応要領に準じた要領を作成するとともに、紀北町と尾鷲市のホームページで閲覧できるようにし、職員研修を実施する必要があります。また、障がい者差別解消支援地域協議会を発足させ、活動状況を公表してくださいという、こういう意見がございました。

○南委員長 続けてお願いします。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 続きまして、第6期尾鷲市障がい福祉計画、第2期尾鷲市障がい児福祉計画を御覧ください。

まず、1ページを御覧ください。

第1章、計画策定に当たっての1点目、計画策定の趣旨でございます。

3行目から、文言を追加しております、「また、」からのところでございます。障がい者を取り巻く地域社会は、少子高齢化、人口減少、厳しい経済・雇用情勢、地震、津波などの災害対策、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響など、多くの課題に直面しておりますという文言を追加いたしました。

続きまして、最終ページの34ページを御覧ください。

第7章、計画の推進に向けての3点目の新しい生活様式の実践を追加いたしました。

た。

新型コロナウイルス感染症の影響が中長期に及ぶことが予想される中、本計画での施策事業を推進する際には新たな生活様式に対応した取組を進めますということです。

以上が修正内容等でございます。

これをもちまして説明は以上とさせていただきます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御意見のある方。

○濱中委員 パブリックコメントの中には要望ではなくて、質問形式になっている部分があると思うんですけども、そういったものに対してはどういうお答えの仕方をされましたか。

○内山福祉保健課長 今回のパブリックコメントにつきましては、紀北地域の計画のほうに対しての御質問でございましたので、紀北町と今現在回答について調整しているところですけども、回答が決まり次第、御本人さんに、メールでの御質問でございましたのでメールのほうでお答えしようかと、このように考えています。

○濱中委員 恐らくこうやって、きちんと御本人が分かる形で御質問されておると思うんですけども、これを見て共感される方もいらっしゃると思うんです。自分も知りたいなというような、そういったことを記載するような形にはなりませんか。

○内山福祉保健課長 当然御本人さんにはメールでお答えするんですけども、その御質問と回答に関しましてはホームページのほうで公開しようと、このように考えています。

○濱中委員 あと、前回、発達支援センターの検討に対して、現在なぜ難しいかということはお答えいただいたんですけども、今回、こういうふうに案を変えてもらった中でも、やはりセンターの検討は続けていく形になっていますけれども、それと連動した形で、現在、それに対してなぜ難しいかというあたりが、くっついた場所でないのか、載っていないのか分かりませんが、やはり検討するということはもうできてくるであろうという期待を持ってしまいうんですよね。一般の方がこういったものを見られたときに、いつできるんやろう、いつできるんやろうという期待だけを持たすような計画というのはどうなのかなって思って、その課題になっているあたりも具体的に表すほうがいいのかなどという気はするんですけども、どうですか、それは。

○内山福祉保健課長 支援センターの課題につきましては、この前もちょっと御答弁させてもらったんですけれども、地域の人口の数とか交通網の整備というか距離感の問題とかということで、おおむね10万人以上のところに1か所という話もさせていただきまして、例えば、尾鷲紀北町、例えばですけど、南伊勢町、大紀町あたりのほうも設置がされていないという状況も踏まえまして、当然その地域との協議も今後必要になってきますし、ただ、その地域の人口を集めたにしても、当然10万人までも達しませんので、そういったところは特殊事情ということで、通常の支援センターではないにしても、何らかの支援センターのような形のものの設置はできないかとか、もっとより深い具体的な議論を他の広域的な地域の方も含めて協議を今後していきたいというふうに事務局としては考えております。

○濱中委員 恐らくこの間も聞かせてもらって、今も聞かせてもらった今現在抱える課題に関しまして、設置を求める側の思いとしては、そういう訓練系統の人材のものですとかそういったことを考えると、そういった広域で市町を広げるだけではなくて、例えば、くろしお学園のほうの障がい担当のそういった専門員の方とかも、県のほうの力もお借りしてこの辺でできることというふうな考え方も必要なのかなという気はするので、県のほうにも連携をこの地域としての連携を取れる形というのを求められるという、そういったことも必要かなと思うんですけど、その辺りはどうでしょうか。

○内山福祉保健課長 前回の委員会でも、ぜひこの東紀州地域にそういった施設をとということで県のほうにも要請をするようにというような御意見もいただいておりますので、その関係する先ほど申しました町とかのほうでも設置されていませので、そういったところと連携して、県のほうに何とかこの地域にそういった施設を設置することができないかといったような申入れというか要請というか、そういった形でしていきたいというふうに考えています。

○南委員長 よろしいですか。

他に。

○三鬼（和）委員 11ページのその他、御意見等なんですけど、この一番最後のほうに障がい者差別解消に向けて三重県職員対応要領に準じた要領を作成せよということと、職員研修を実施する必要があるのではないかとということが指摘というのか意見で来ておるんですけど、県を見習いということも含めてあるのかな、本市に、隣、紀北町さんのことは分かりませんが、本市において、こういったことで問題化とかなったことはこれまであるんですか。行政側が障がい者の方にそういっ

た対応とか、そういった含めて問題化になったことがあるんですか、こういう意見
というか指摘ってなっているんで、ちょっとその辺、現状を伺いたいんですが。

○内山福祉保健課長　私が認識しているところではこういった問題というか、御
意見をいただいたのは初めてでございます、この御意見は市外の方からの御意見
でございます、俗にいう、三重県とか、法律上、一般的にはこういうことが正し
いですよというような御指摘だったというふうに、そのように認識しています。

○南委員長　よろしいですか。

○三鬼（和）委員　ということはあれですか、市外の方ということなので、県で
あるとか、そういったところはこういうことまでやっておるから、本市においても
すべきであるとか、研修を重ねるべきであるとかという要望、要請というのか、そ
ういった御指摘と受け止めて、あれですか、これについて、この御意見については、
これはパブリックコメントで答えることだと思うんですけど、市としてはこの計画
と併せて、関連してこれはどう扱われるんですか。

○内山福祉保健課長　まず、下、三重県の要領というところと上のところに障害
者差別解消法というのと二つあって、ちょっと関連している質問であるかなという
ふうに受け止めています。

上のほうの質問に関しましては、当然、解消法の5条のほうに、行政と事業者に
ついては社会的障壁を除去するためには、施設の構造を変えたりとか、事業者とか
職員の研修を行うようにというふうに努めるようになっていきますので、市としても
そのような努力はしていきたいと思っていますし、それから、県のほうの要綱につ
いては、実はこの協議を検討した協議会も、この地域でも組織されているのは紀北
地域自立支援協議会というのが尾鷲市と紀北町で合同でつくってしまっていて、そちら
のほうの中に障がい者差別解消のための協議会の機能も持たせて、その会議の中で
こういった議論をしていこうというふうに思っていますし、その協議の結果につい
ても今後公表していこうと、このように考えています。

○南委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　他にないようですので、審査を終了いたします。

続けて、第2項の尾鷲市成年後見人制度利用促進協議会の設置条例の制定につ
いての説明をお願いいたします。

○内山福祉保健課長　それでは、成年後見制度についてちょっと説明させていた
だきます。

成年後見制度につきましては、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由によって判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産の管理や身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶなどの必要があっても自分でこれらのことをするのが困難な状況が見受けられます。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、世間で言われています悪徳商法の被害に遭うといったおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度でございます。高齡化が進む本市におきましても、成年後見制度の利用を促進するために、今回お示しさせていただきます成年後見制度の利用促進協議会の設置を考えておるところでございます。

それでは、お示しさせていただいています、尾鷲市成年後見制度の利用促進協議会の設置条例案について担当より御説明をさせていただきます。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　それでは、尾鷲市成年後見制度利用促進協議会設置条例につきまして御説明いたします。

本条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律において、市町村は本制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めるよう努めることと併せて、合議制の機関を置くよう努めるものと定められていることから、制度の利用促進に関する基本的な事項を調査、協議するため、尾鷲市成年後見制度利用促進協議会を設置するものでございます。

成年後見制度につきましては、近年高齡化に伴い、申立てに関する相談件数が増加しておりまして、平成30年度では11件、昨年度では15件となっております。

また、利用者数も、令和2年7月現在で17件、市長申立てが本年度末6件を予定しているなど、その必要性はますます高まっております。

一方で、成年後見制度利用促進基本計画の中でもお示ししておりますように、法定後見制度には、判断能力が十分ある方から順番に、補助、保佐、そして後見といった類型がありますが、利用者の8割が後見であり、判断能力が衰えてしまってから制度を利用される方が多い状況であります。

本来であれば、補助や保佐といった比較的判断能力が高い、早い段階で制度を利用していただくほうが御本人の意思がより尊重されやすいのですが、現状は利用率が低い状況でございます。

こういったことから、より制度の周知、利用の促進を図るため、本市では、令和元年度から司法書士会や社会福祉士会、また、社会福祉協議会や包括支援センタ

一、あるいは家庭裁判所などと定期的に検討会を開催し、成年後見制度利用支援事業の実施要綱の見直しや事例の検討を重ねてまいりました。今後さらに本制度を広く周知するとともに、関係機関との連携を強化し、支援体制を充実させ、将来的には中核機関の設置を見据え、専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体として本協議会を設置するものであります。

本協議会の所掌事務といたしましては、成年後見制度の利用の促進に関すること、また、成年後見制度利用促進法に規定する、成年後見制度利用促進基本計画の策定に関すること、そしてその他の権利擁護に資することとしております。

また、本協議会は10人以内の委員で組織することとして、構成委員としましては司法書士や社会福祉士などの成年後見制度に関し識見を有する者、包括支援センターや障がい者総合支援センターなどの社会福祉関係機関に属する者及び関係行政機関に属する者等で組織され、任期は3年となっております。

以上でございます。

○南委員長 成年後見制度の協議会設置の。

○野田委員 これについては先ほど説明があったように、平成28年の法律第29号によって、第14条第2項の規定に基づくということでは定められているんですけども、市町村の講ずる措置として第14条が出てきていると思うんですけども、ちょっと形式的なことでお聞きしますけれども、この言葉の協議会という形になっているんですが、これは第14条の2項なんかは審議会というような言葉が使われているんですけども、そこら辺の、なぜ協議会という言葉を選んだかということと、もう一点は、平成28年からそういう法律ができていの中で、今回時期としては、今が選ばれたというのはどういう感じになるのかということも、もっと早くつくられてもよかったんじゃないのかなという気がするんですが、その点ちょっとまず二つお願いします。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 まず、審議会では、国の基本計画でいいますと、審議会は成年後見制度の計画の検討であったり策定、あるいはその取組状況の評価、こういったものを審議会として取り扱おうと。評議会というものはそれと併せまして、連携体制の強化、課題の検討ですとか、あるいは後見人とのマッチング、そういった機能も担う合議体というふうになりますので、見ておると、各自治体、審議会を単独で定めるというよりも審議会の機能を協議会に含ませるという自治体が多くなっておりまして、本市もその形を採用したところでございます。

計画が今回になったということが高齢者計画の中に含めたいという思いもあった

のと、近年成年後見制度が非常に利用が高まっているという状況にありまして、今回出させていただきます。

計画と申しますか、協議会としましては、東紀州ではこれまで設置がされておられませんので、尾鷲市が初めてになるんですけれども、各県の自治体の状況を見ますと、どちらかというと比較的早い段階で尾鷲市としては動いているというふうに捉えております。

○野田委員 ありがとうございます。

先ほどの説明で聞いた中で、成年後見制度の利用促進基本計画というのは、先ほどの高齢者保健福祉計画の中に入っている57ページが、尾鷲市としてはこれを計画としてみなすということで、それはそれでよろしいんですけれども、今後、これについては、今第2条の2項にも書いてありますけれども、基本計画の策定に関すること、どんどんやっぱり実態というか深掘りをしていくというような気持ちというか、行動というんですが、行政として、そのように考えているのか、どのように考えているのか、お願いします。

○内山福祉保健課長 後見制度も、徐々に内容が変わってくることも予測されますので、当然制度が変わると計画も見直しますし、ここに示していますような実績等も当然変えていくということで、法律も変わるごとに内容も変わりますし、実績についても今後恐らく予測ですけれども、利用者も増えてくるだろうということでございますので、内容変更も今後それに合わせて変えていくというふうに今のところ考えています。

○野田委員 第3条の組織のところ、委員10人以内ということでマックスということで挙げられているんですけれども、ある程度これをつくられるときに、10人というのが5人になるか4人になるとか、8人とかぶれがあるんですけれども、ある程度これ妥当性のあるというふうに考えさせてもらってよろしいですかね、先ほどの説明の中で。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 ほかの先行している他県の自治体を見ますと、およそ10人以内で構成されているというところですね。例えば司法書士さんであったり社会福祉士さん、それ以外に事例によってはケアマネジャー等参加させて協議するというふうなことも考えておりますので、10人以内というふうにさせていただきました。

○南委員長 他にございませんか。

○小川委員 成年後見人制度の窓口であるとか、あと、後見人の報酬であるとか、

申立ての費用であるとか、そういったのはまた要綱できちんと定められるんでしょうか。

○内山福祉保健課長　　今現在の状況を申しますと、市民の方々はまず社会福祉協議会さんのほうに一報といいますか、まずは御相談に行って、その内容次第で私どものほうの事務局に相談して、どういった体制を取っていくのかというような形を今のところ取っています。

それから、報酬等につきましては尾鷲市成年後見制度利用支援事業実施要綱というのがありまして、そちらのほうで報酬に関しまして、発生する費用につきましてはまず市のほうが負担をしますけれども、その後見人さんの方が財力に余裕があるというか、お支払い能力があった場合には、結果として支払いいただくという形のような要綱の制度設計となっております。

○小川委員　　先ほど説明を受けたときに、認知機能がある前にと言われたということは、任意後見人制度をこれから周知して進めていくということで理解すればよろしいですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　　比較的早い段階ですと、御本人さんの意思が反映されやすい状況になりますので、保佐の手前、任意後見制度といったものもこちらは後見人の契約になるんですけれども、公証役場等で証書を作るんですけれども、そういった制度もあるということを引き続き周知はさせていただければと思います。

○小川委員　　それと、家族が後見人になりたい場合、知識がないものですから研修とかも受けなければならないというのはありますよね。それと、家族が手を挙げたところでそれを選ぶのが裁判所ということで選ばれないときもあるかも分かりませんが、市民で後見人になりたいという方の研修とか、そういったものはどこでされるんでしょうか。

○内山福祉保健課長　　今日御説明させていただきました利用促進協議会の中で、御家族の方でそういった研修を受けたい方についてのサポートについての在り方ということについて協議していきたいと、このように考えております。

○三鬼（和）委員　　こういうのができますよね。例えば、本人が個人で遺言とかそういったものというのを書いてあったりとかってすることもあるじゃないですか。そういったことを含めて、これは協議会で議論したことを形的にはやっぱり公正証書等されるところまでするんですか。ただ、そういう意思があるということを共有していただくために、この場で第三者も含めてされるんですか。仮にしたところで、本人が例えば別の遺言を書いてあればそっちが当然優先していくようなこともあり

ますよね。その辺のところはどうなんですか。

○内山福祉保健課長 後見制度は、先ほど申しましたように、本人の意思が確認できないとか、しづらいつかいった場合にこういった制度を使うということですので、当然、遺書があった場合、それは本人の意思という判断になりますので、この制度の取扱いとはちょっと別の取扱いになるのではないかと考えています。

○小川委員 後見人制度と、今、社協でやっている日常生活支援事業というのがありますよね。よく似た部分というのは預貯金の下ろしとか、あれはやり過ぎると違法になりますよね。そういうのもきちんと周知するんですか、これから。

○内山福祉保健課長 今回この促進協議会を設置することによって、これまでやってきた要綱等に基づいてやってきたことを、さらに精度を高めるといいますか、明確にしていくというか、そういったこともこの協議会のほうで協議をしていきたいと考えています。

○小川委員 本当は銀行なんかでも預貯金を下ろせないというのはありますけれども、本人じゃないと。これをどんどん進めていった場合に困る方って結構出てくるんじゃないかと思うんですけど、その点はいかがなんですか。

○内山福祉保健課長 制度は制度として、ある程度許容範囲の中で柔軟な部分を持っていくというようなことも考えなければならぬんじゃないかと、このように考えています。

○濱中委員 私、ちょっと説明を聞き漏らしたのかなと思いつながらなんですけども、重複していたらごめんなさい。

これ、条例案をつくって、実際にこの協議会が発足してこの機能を発揮するにはどれぐらいの期間を考えておられますか。

○内山福祉保健課長 この協議会の設置要綱につきましては、3月の定例会に上程させていきたいと今思っているんですけども、これまでも担当のほうから御説明しましたように、最近こういった御要望があつて、そういったケースについては既にもう協議会という公式的な会議は設置されていませんけれども、こういった先ほど申しました司法書士の方とか社会福祉士の方で協議自体は実際進めております。ですので、制度をきちっとつくるという意味においては、今回3月になりますけれども、その運営そのものの方法とか方向性とかというのは今のところその担当さんは理解されていますので、移行については比較的スムーズになるんじゃないかと、このふうを考えています。

○濱中委員 実際にこれを必要とする方の相談を受けることも何度かある中で、

もう制度自体を御存じない方がほとんどなんですね。さっき言われたように、もう認知機能がある程度まだはっきりしている家の方でも、やはり知らない方も結構おられる。こういったことを恐らくこの人には必要かなということを見極めるために、例えば民生委員さんなんかが御活躍いただく場面だと思うんですけども、実際民生委員さんも名簿のほうを拝見すると欠員になっている場所があったりとかで、やはり知る機会というものに乏しくなっているような気がするのです、こういったものが、きちっと協議会として発足されたその後に、パンッとまず第1回目、皆さんこういうものができましたというような広報というか、こういったものを必要な人が分かる形というのがきっと必要なのかなと思うので、これ、3月議会できちんと成立した後の動きまで考えていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○内山福祉保健課長　今回のこの設置条例を制定する目的は、今、委員御指摘のように、まだ皆さん周知されていないことがあって、今後そういったことが必要となってくる方が恐らく増えてくるんだらうと、こういったことから皆さんに知っていただき、利用促進していただくために今回この条例を設置したという、そもそもの目的でございますので、そこには十分力を入れていきたいと、このように考えています。

○南委員長　今の成年後見人制度については令和2年度の見込みということで6件予定されたということでそういった中で今後恐らく増えてくるであろうということで、条例を設置する予定なんですけれども、今の小川委員さん方を要綱の云々ということで課長が要綱が既にできていると、できたらタブレットのほうでも要綱を入れていただいたらと思いますので、後でよろしくお願いします。

ここで、10分間休憩します。

(休憩　午前11時04分)

(再開　午前11時14分)

○南委員長　それでは、休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

次に、尾鷲市学校施設保全計画案についての説明を求めます。

○出口教育長　教育委員会でございます。

ただいまから尾鷲市学校施設保全計画案につきまして、教育総務課長のほうから説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山口教育総務課長　教育総務課です。よろしく願いいたします。

それでは、報告事項につきまして御説明させていただきます。

現在、本市に7校ある……。

○南委員長 送ってくれた。

○山口教育総務課長 後ほど送ります。

現在本市に7校ある児童・生徒が在籍する学校につきましては、約7割の建物が築30年以上経過しており、今後ますます老朽化が進行していき、学校施設の適切な維持管理が課題となってきました。

このような状況は本市のみならず、全国的にも同様であり、国より各自治体は学校施設ごとの長寿命化、保全といった施設の安全性の確保と適切な維持管理を行うための計画を策定することが求められています。

尾鷲市公共施設個別計画では、児童・生徒が在籍する学校については維持していくこととしており、その維持、保全の考え方について今回この計画に定めるものでございます。

また、この計画は、令和3年度以降の交付金事業を活用する場合の前提条件となることから今年度中に策定しようとするものでございます。

計画の内容につきましては、担当より御説明します。

○山口教育総務課主任 それでは、説明をさせていただきます。

行政常任委員会資料を御覧ください。通知いたします。

資料、尾鷲市学校施設保全計画（案）を御覧ください。

主な内容について御説明させていただきます。

表紙をめくっていただき、まず、目次がでございます。

1 ページを御覧ください。

1、学校施設の保全計画の背景、目的等として、背景と目的、計画期間、対象施設を記載しております。

中段辺りに記載もございますが、本計画につきましては、本市の学校施設の実態を把握し、分析しながら、本市の実情に即した学校施設の整備の基本的な方針等について定め、それが効率的かつ効果的に実施されることを目的とするものでございます。

また、計画期間につきましては、尾鷲市公共施設個別計画第1期（案）同様の令和3年度から令和10年度の8か年とし、対象施設につきましては、現在児童・生徒が在籍する小学校5校及び中学校2校とし、尾鷲幼稚園については、尾鷲小学校併設のため、尾鷲小学校に包括しています。

次に、2ページを御覧ください。

2、学校施設の目指すべき姿について記載しております。

文部科学省の諮問会議等において示された、安全性、快適性、環境への適応性、地域の拠点化等の観点を踏まえ、1、安全性については災害対策、防犯対策を、2、快適性については快適な学習環境、3、環境への適応性は環境を考慮した学校施設、4、地域の拠点化については地域と連携する学校として目指すべき姿について規定させていただいております。

次に、3ページを御覧ください。

3、学校施設の実態です。

対象施設、小学校5校、中学校2校の所在、建築年、児童数、学級数等について記載しております。

次に、4ページを御覧ください。

②児童・生徒数の推移です。

本市の小学校の児童数、中学校の生徒数の推移について記載しており、児童・生徒数については、現在小学校児童数が650人、中学校生徒数が378人です。表のとおり、昭和60年から減少しており、令和8年度には児童数は469人、生徒数は307人に減少していくと予想されます。

次に、5ページを御覧ください。

③学校施設の配置状況です。

本市の学校施設の配置状況を記載しており、以下の図のとおりとなっております。

次に、6ページを御覧ください。

④施設関連経費の推移です。

学校施設に係る過去5年間の施設関連経費を記載しており、令和元年が最大で1億1,034万3,000円で、他の年度と比べて著しく高額となっているのは普通教室への空調設置工事が主な要因です。過去5年間の平均は約8,000万となっております。

次に、7ページを御覧ください。

⑤学校施設の保有量です。

本市の築年別の学校施設の延べ床面積を記載しており、旧耐震基準9棟や新耐震基準9棟の記載はございますが、現在全ての施設が耐震改修等により耐震基準を満たしております。

次に、8ページを御覧ください。

⑥学校施設の劣化状況評価です。

後述にあります建物情報の劣化状況の評価方法について記載しており、その評価の方法については、文部科学省発刊の学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書を準用しております。

学校施設の棟ごとに、屋根、屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備について目視による評価と建築年数を基本とした評価をAからDの4段階で行っております。

また、健全度の算定については、評価を実施した後、以下の配分により、表の以下になるんですけども、文部科学省の学校施設の長寿命化計画策定に係るソフトにより健全度を算定しております。

次ページ、9ページを御覧ください。

⑦劣化状況調査の手法については、先ほど御説明しました劣化状況調査の際に使用する劣化状況調査表を記載しております。

部位ごとの使用や劣化状況、改修工事値を整理することができ、またそれが部分的であるか、広範囲であるか、緊急性があるかによって評価を実施しました。

10ページを御覧ください。

⑧劣化状況調査表を用いた調査結果です。

8ページ、9ページに記載のある調査方法により調査を行った結果となります。

文部科学省発刊の学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書の記載内容を準用しますと、健全度40点未満なら優先的に改修等の対策を講じることが望ましいとあり、尾鷲中学校体育館が40点未満という結果となっております。

11ページを御覧ください。

⑨従来型と長寿命化型による維持・更新コスト比較です。

学校施設に係る今後の維持・更新コストを文部科学省の学校施設の長寿命化計画策定に係るソフトを用いて試算すると、以下のとおりとなります。

上段が従来型、下段が長寿命型の試算結果となっております。

各試算結果の右上にあります。建て替え中心の従来型から長寿命化型に変更していくことで、従来型コストは40年の施設関連経費総額が約131億円に対し、下段の長寿命化型が約128億円となっており、長寿命化型が従来型より約3億円、約2.3%の削減が見込まれる結果となりましたが、過去の施設関連経費が約0.8億円であるので、長寿命化の実施だけでは財政面の対応が困難な状況です。

次に、12ページを御覧ください。

学校施設の実態を踏まえた課題です。

前述からの老朽化状況等の実態を踏まえた四つの課題を挙げております。

課題 1、計画的な施設整備については、予算の状況により改修等を実施していない部位について、計画的に整備を行わないと、劣化している部位の影響により不具合が発生し、学校施設としての維持が困難となり、建物や設備本来の耐用年数まで使用できなくなるおそれがあること。

課題 2、施設環境の質的向上については、建築年が古い各学校の建物内部については大規模の改修等を実施していないため、多くは建設された当時の状態となっており、現在の教育環境や生活様式の変化に対応できていないといった課題があり、児童・生徒が快適に過ごすことができるよう、快適な学習環境づくりや安全安心な空間づくりが求められていること。

課題 3については、施設の維持管理費の削減について、今後においても厳しい財政状況が予測される中、施設の老朽化が進行するに従って維持管理費はますます増加することが想定されるため、維持管理費を縮減していく必要があること。

課題 4、学校施設の規模等については、原則として現在の学校数を維持していくこととしますが、小中学校合わせた児童・生徒数は著しく減少しており、今後の児童・生徒の推移を考慮し、学校施設の規模等の最適化を検討していく必要があることを課題として記載しております。

次に、13 ページを御覧ください。

4、学校施設整備の基本的な方針等、①予防保全型の維持管理です。

予防保全型の基本的な考え方として、施設等に不具合が発生した後に改修等を行う事後保全型から、不具合が発生する前に対応し、機能、性能の維持、回復を図る予防保全型への移行を進めることにより、建物の耐久性を一定水準確保するとともに、建物性能の向上と長寿命化を図り、予算の縮減につなげます。

そのために、施設の状況や過去の改修履歴、学校からの改修要望等や不具合状況等をデータベース化し、データに基づいた予防保全を行い、建物の目標耐用年数までの長寿命化に取り組むこととします。

本計画は上記を踏まえ、改修等を実施する際には、建物の劣化状況調査等による優先順位に基づき、市の財政状況を踏まえながら、教育環境の質的向上と社会的ニーズへの対応を図ります。

また、参考に、目標耐用年数を尾鷲市公共施設個別計画第 1 期案と同様に、以下のとおり設定しております。

次に、14ページを御覧ください。

基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等です。

こちらにつきましては、整備水準を定めることで、今後の改修等について、建物ごとの整備のばらつきをなくし、学校施設の耐久性の向上と機能性等の向上を図るための整備水準について記載しております。

耐久性の向上については、安全性を確保するため、鉄筋コンクリート造の建物には、コンクリートの中酸化対策や鉄骨造の場合は、鉄骨の腐食対策など、建物の状態に合わせた工事の実施について、屋根や外壁等は劣化に強い塗装や防水材等、耐久性に優れた材料等の使用について記載しております。

機能性等の向上については、誰もが快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリー化について検討しながら、環境への配慮として、照明器具のLED化などによる環境負荷低減を図りながら快適性の確保とランニングコストの抑制についての検討をすることについて記載しております。

また、次の15ページについて、整備水準に対する考え方を踏まえた具体的な改修工事等の整備項目例を例示しております。

次に、16ページを御覧ください。

施設保全に向けた考え方、改修等の優先順位についてです。

11ページに記載のあるとおり、今後の計画的な施設整備を行うための改修等の優先順位の設定方法をページ上断の表に記載しております。

原則、建物の劣化度順位表における優先順位を基に実施することとしますが、児童・生徒の学校生活における安全性を損なうおそれがあり、緊急性の高いものについては最優先とします。

また、劣化状況の優先順位だけではなく、効率性や財政状況等を総合的に判断し、優先順位を再検討します。

社会動向の変化等により、学習環境としての必要な機能を確保できていないものについては、機能向上のための整備についても検討します。

整備に当たっては、原則学校単位での実施を行います。

以上の3点を規定し、劣化度における優先順位を建物劣化度順位表として記載しております。

順位については、1位が尾鷲中学校体育館、2位が向井小学校体育館、3位が尾鷲中学校校舎となっており、その他については以下のとおりです。

次に、17ページを御覧ください。

保全計画の効果と今後の見通しです。

こちらにつきましては、保全計画策定による効果や今後5年間で実施を検討する5か年の計画について記載しており、保全計画による効果につきましては、施設の劣化度を把握することにより、不具合が発生してから改修等を行う事後保全から予防保全による維持管理を行うことで、故障や不具合の発生による教育環境の悪化や機能不全を起こす危険度が低減されるとともに、機能や性能を良好な状態で保つことにより、児童・生徒の安全安心を確保することができること。

また、建物の耐久性を一定水準を確保することにより、建物自体の長寿命化を図り、さらに予算の縮減を図ることについて記載しております。

今後5年間の計画につきましては、劣化度が高い機械設備、電気設備のうち、老朽化している小中学校のトイレの洋式化や蛍光灯、水銀灯の照明設備のLED化、避難所機能の強化を図っていきます。

また、劣化状況調査において、劣化度が高い屋根や屋上、外壁、内部仕上げの改修等を短期間で行うには、限られた予算の中では非常に困難な状況であるため、国庫補助等を最大限に活用し、過度な財政負担とならないよう、中長期的な期間で推進していきます。

次に、18ページを御覧ください。

学校施設保全計画の継続的運用方針です。

計画についての継続的運用について記載しております。

①情報基盤の整備と活用、学校施設における過去の改修等の履歴や定期点検、劣化状況調査の結果を基にした情報を学校施設の基本情報である公立学校施設台帳と併せてデータベース化し、蓄積していくことで学校施設の現状を把握します。

②推進体制等の整備、本計画に沿った運用を行うためには、教育委員会だけでなく、学校や建設部門との連携による定期点検、劣化状況調査等や企画財政部門との連携を図りながら、施設整備に係る実施年度、事業費の設定などを行っていきます。

③フォローアップ、データベース化した学校施設情報を活用して、優先順位を設定することで計画的な施設整備を行っていきます。

また、不具合箇所の早期把握に努め、適格な整備対応を図っていくものとします。

本計画の進捗状況等については、適切な時期にPDCAサイクルによる研修を行いながら必要に応じて本計画の見直しを行っていきます。

本委員会において、保全計画（案）をお示ししましたが、今後さらに精査し、3

月定例会に正式な保全計画としてお示しさせていただきます。

説明は以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

先ほど冒頭に教育総務課長のほうから説明がございましたように、令和3年度以降の学校施設に対する補助金の事業採択の要件ということで、今回初めての提示をしていただきました。あくまでも計画というよりは学校施設整備の基本的な考え方の方向として理解をしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○濱中委員 もちろんハードのことでの計画をやっていくことは理解するんですけども、以前からもお願いしているように、学校配置に関しまして、これは大きく関わってくる。建物の優先順位に関してもそうですし、きちんと保全していくべきものに対するの考え方も、ソフト面での学校の適正配置ということが関わってくるのではないのかなと思うんですけども、適正配置の検討委員会などを含めて、例えば、先ほど説明がありました12ページのところにあります、12ページじゃないかな、地域の拠点としての考え方というのがどっかにあったと思うんですけども、地域の御意見を伺うという部分も防災の避難所であるとかそういったことも考えると、もっと幅広く御意見を聞く機会を持ちながらの計画ではないのかなと思うんですけども、もうこれはあくまでもハードだけの考え方で進めてよろしいんですか。

○山口教育総務課長 今言われたことなんですけれども、この件については、今回、学校施設の維持管理をどのように今後行っていくのかという方向性というか考え方をお示しさせていただきました。今言われた学校施設の適正規模、適正配置の考え方なんですけれども、そちらにつきましては現在、児童・生徒が著しく減少しておりますので、今後適正規模、適正配置の計画を近い将来策定していかなければならないとは考えております。その中で、そういった規模等については検討していく中で本計画のほうにも反映していきたいと考えております。

○濱中委員 近い将来というふうに言われましたけれども、もうこれは早急な考え方が必要なのではないでしょうか。本当に、財政計画をつくっていく上でもこの学校の建物って大きな金額の要る部分があると思うので、本当に次の年度からはそういった検討会に入りますとかいう、そういったものではないんですか。その近い将来なんて私は悠長な考え方ではないのではないかなと思うんですけど、教育長、その辺りは考えられませんか。

○出口教育長 濱中委員のおっしゃられるとおりでございます、今の児童・生

徒数の減少状況、そういった動向を当然これは見る必要がございますし、そしてまた、地域のいわゆる拠点としての考え方、それも当然ございますので、今すぐにその計画をとということにはなりません、本当に近いうちに、そういったことを踏まえながら、やっぱり検討委員会等を立ち上げていく必要があるというふうに考えています。

○濱中委員　本当に目の前で、一番直近でもやっぱり三木小、三木里小学校というのが、私らにしてみたら急な廃校、休校というふうなことを感じましたので、そのときにやはりこの後の建物をどうするのかというのが地域でもすごく心配であり、課題になっております。こういったことも含めて、今回は使われている学校の計画だけなんですけれども、今後そういった学校が出てきて、そこからまた考えるのではなくて、そういった適正配置ということも同時並行で考えていけば、一旦学校としての役目が終わったときに慌てなくて済むのではないのかなというような気がしておりますので、そういったことも踏まえて、きちんと同時並行で進むぐらいのスピード感をお願いしたいと思います。

○野田委員　今の施設の長寿命化ということで、それはそれでよろしいんですけども、16ページのところの施設の保全に向けた考え方ということで改修等の優先順位の考え方というのはずーっと示されています。示されている中で、この尾鷲中学校の体育館の話って、僕、もう10年以上前なのかなと、保護者のときにそういう話を聞いていまして、何とかならんのかなって思っていたものが今まだずっと続いているわけですね、議題として。何かうーんという気持ちになってしましまして、今回施設の計画については令和3年度以降の補助金というか補助事業のそういうものに向かっての計画だということなんですけれども、何かやっぱり優先順位をするのであれば、より予算の中の具体性、落とし込んでいかないと、これ、いつまでもたってもものが計画性で終わってしまうというのがこれはずっと現実的にあるわけですよ、これまでの、今の尾鷲市の状態として。その点は教育委員会だけにといいわけにいかないんですけれども、やはりそこら辺は行政として責任を持った対応という部分は必要じゃないかと思いますが、どうですか、教育長、これについては。

○出口教育長　確かに財政的な裏づけがなかなか見えてこないということはおっしゃるとおりであると思います。

ただ、教育委員会としては、こういう調査に基づいて順位づけをし、劣化度を図った上で順位づけしていく中でこういうふうな結論が出てきたということではございますが、その中でやはりうちだけの優先順位だけで物事はなかなか進みませんの

で、市全体の施設、そういった状況も踏まえながら、全体の中で教育委員会の施設がどのところに当てはまっていくのかということも今後検討しながらそれは進めていきたいというふうに考えています。

○野田委員　この話をたくさんしてもあんまり効果がないと思いますので、今後についてはやっぱりもっとというのか、どのような体制になっているかちょっと分かりませんが、そこら辺は十分に真剣に議論されていると思いますけれども、やっぱり考えていただきたいと。

以上です。

○小川委員　17ページのところなんですけど、今後5か年の計画ということで、小中学校のトイレの洋式化、また、避難所機能の強化ってなっております。

この国のほうは、避難所のバリアフリー化、避難所として機能を持たせるときにはバリアフリー化、トイレの洋式化とか、そのときには補助金をつけますよってなっております。最近出た補助金ですよ。それを使われるのかどうか、補助する補助率はどうなのか、その点は分かりますか。

○山口教育総務課長　今言われたトイレに関してなんですけれども、今回国のほうが3次補正という形でメニューとしてはこれまでであった学校環境改善交付金ではあるんですけれども、その内容が少し変わってまいりまして、補助率は3分の1のままなんですけれども、起債のほうが100%効くというようなものが出ております。そういった有利な補助金を活用して、先ほど言われた小中学校のトイレについては、今後計画的に改修を図っていきたいとは考えております。

○小川委員　補助率3分の1で、あと起債100%効くということなんですけど、償還するとき、見てもらえる、重ねると70見てもらえるとか、そういうのもっているんですか。

○山口教育総務課長　すみません、一つ言い忘れましたが、補助率3分の1の残り起債が効くんですけれども、そのうちの50%は交付税で返ってくるようになっております。

○小川委員　あと、限度額であるとか申込みの期間とかは決まっているんですか、その点はどうなんでしょうか。

○山口教育総務課長　補助の上限というのは確かに決まっております、ちょっと今、上限額がはっきり覚えていないですけれども、かなりの金額でないとこの事業が適用されないということは一つあります。

時期につきましては、今3次補正で、国のほうから出ておるコロナ関連のものに

そういったものが入っていますので、近い時期に期限としては近いうちに切られるということは分かっております。

○小川委員　　近いうちに切られる、もう切れるということで、これに申し込まれるつもりはあるんですか、ないのか。

○山口教育総務課長　　ここに今後5か年の計画ということで、トイレについては先ほど言った避難所機能であったりとか、あとは今回コロナということで、乾式化、いわゆる床がぬれている状況では菌の発生が多いということで、そういった乾式化ということも一つ考えられております。その辺のことを踏まえて、期間については、今ここではっきり、いつですと申し上げにくいところではございますけれども、そういった補助金は活用してトイレの洋式化は今後この5か年の計画の中で改善していきたいと思っております。

○南委員長　　これは、課長、8年計画と違うんかな。5か年計画というのはちょっともう一回説明してください。

○山口教育総務課長　　この計画自体は8年なんですけれども、今見通しとしては5年間ということで、17ページのほうに落とさせていただいた意味が5年間ということになっております。

○南委員長　　そういう意味のね。

○奥田委員　　まず、ちょっと基本的なことを聞きたいんですけど、学校施設というので校舎と体育館と武道場って出ておるんですけど、プールというのは学校施設じゃないんですか。

○山口教育総務課長　　プールにつきましても学校施設であるんですけども、今回建物を対象とした計画とさせていただいています。プールについては今この中に対象に入っておりませんが、プールについてもこの計画の考えに沿って進めていきたいと考えております。

○奥田委員　　でも、これ、入れておかないかんじゃないですか。学校施設という、入れんでいいのかな。全体を考えるでしょう。僕は入れておくべきじゃないかなという気はするんですけど。

それで、先ほど教育長、尾鷲市全体のいろいろやらないかんことがあると、教育委員会として優先順位を示しただけやというので、どうなるかちょっと分からないという話でしたけど、でも、教育って非常に大事じゃないですか。だから、こういふ、ただ、これを直さなあかんですよという、この前のスポーツ基本計画のときでも申し上げましたけど、今後これを直さなあかんのです、修正せなあかんのです、

長寿命化を図らなアカンのです、それは分かりますよ。具体的にいつやるんやというのが大事じゃないですか、それが。それが抜けているのが、ただ今回示しただけと言われてはいますけど、こんなんが、僕、計画というのは非常に残念なんですけど。この5年間の中で、きちっとした優先順位を入れていくという、どのぐらい入れていくんですか、つもりなんですか。

○山口教育総務課長　今回この計画を策定した大前提というか目的といいますか、これについては施設の劣化度を数値化することによって、視覚化、可視化して、不具合が発生する前に改善していくという予防保全という考え方を取り入れて今後機能性の向上であるとか、長寿命化、予算の縮減というのにつなげていきたいというところでございます。学校施設の特に大規模修繕になりますと、かなり大きな予算を必要とします。ですので、国庫補助を最大限に活用して、本市の大規模施設整備が今後控えていると思うんですけれども、その中で、市全体の中で、特にここで今回1位に上がっている尾鷲中学校の体育館、こういったところは相当多くの費用を必要としますので、市全体の中でいつの実施にしていくのかというのを今後検討していきたいと思っております。

○奥田委員　そうすると、教育委員会としては今後5年間の中で、この尾鷲中学校の体育館、この改修というか、長寿命化を図っていきたいという理解でよろしいですか。

○山口教育総務課長　劣化状況調査によって1位というところありますので、今回調査して床の老朽化というのが改めて浮き彫りになったというか、以前からも言われておりますけれども、出てきましたので、今後5年間のうちに必ずやるのかと言われると、先ほど言ったようなほかの大規模施設整備が控えておりますので、必ずと今ここで返事できませんけれども、必ずやらなければならない施設であるとは考えています。ですので、市の全体の中で優先順位といいますか、いつやるのかというのをしっかり市、関係課を含めて全体で検討していきたいと考えております。

○奥田委員　いや、今の話を聞いて非常に寂しい話ですよ。尾鷲中学校の床の張り替えというか、整備、随分前から言われておって、それもまた、今の課長の話を聞いていたら今後5年間でできるかどうか分からないというのはね。悲しいですよ、何か非常に寂しいなという気がするんやけれども。

1個だけ教育長にちょっとお伺いしたいんやけれども、これ、先ほど濱中委員が言われていたように適正規模、適正配置のことはやっぱり絡んできますよね、当然ね。近い将来どうのこうの言ったって、これはもう完全に並行というよりも先じゃ

ないかなという感じがするんやけれども、だって、あなた方、今回資料を出してきて、児童・生徒数も減っていますよとか資料を出してきているじゃないですか。そういうことはやっぱり適正規模、適正配置をまずやらなあかんということを暗ににおわせているんじゃないかと思うんだけど、いつもあなた方、ぼやかせて、はっきりしたこと言わないのであれだけでも、ただ、教育長にお伺いしたいんやけれども、尾鷲幼稚園、2学年で20人でもう児童が少ないんだから好ましくないといつて、廃園やと言いましたよね。これを見ると、輪内中学校がもう16人ですよ、これ。16人ですね、3学年で。向井小学校は6学年でも23人と、こういう数字を見ると、もう教育長の頭の中ではもう廃校だなど、廃校とか休校という、当然そういうふうな頭でおるんじゃないかなという気がするんやけれども、その辺はどうなのかな。というのは、この前も副市長は給食の話があったときに、もう近い将来、尾鷲小と尾鷲中しか残らなんのですよってはっきり言われたじゃないですか。言われましたよね、いつ決まったんだと思いましたが。ああいうことを副市長たる方が言われたんですからね。当然教育長ともそういう話はしていると思う。市長もそうやと思うけれども、当然考えているでしょう、これ、今。だって、尾鷲幼稚園は廃園という、2学年20人もおって廃園という教育委員会ですからね、市長ですからね。当然考えているんじゃないかなと思うんですけど、今言えないですか、その辺は。どうですか。

○出口教育長 幼稚園の場合に、あのとき20人、確かに20人見えましたが、その先を考えてどうしていくかという考え方に立って進めたわけですよ。

(発言する者あり)

○出口教育長 そうですよ。そして、もう一つは、幼稚園の中では、私たちは生活の大部分がやっぱり集団活動であると、そのことを重視しながら考えていった経過があるわけですが、小学校におきましてはもちろん、これは集団活動も当然これは重要な部分でございますけれども、1日の学校生活の中で大きく占めるのがやっぱり教科学習である、教科指導であるというふうに考えております。その中で、子供の数、状況に応じて、状況によって学校そのもの、あるいは教育活動そのものが子供たちにとって取り組めるようなきちっとした環境にあるかどうか、そういう判断をしながら、今後、学校の在り方、配置等については考えていく必要があるというふうに思います。

また、中学校におきましては、中学校の規模によって、教員配置が、これは国のほうからこういう配置でやるということを示されておりますので、その範囲の中で

教育が成立するかどうかということとはこれは重要な要件になってきますので、幼稚園の考え方と小中の考え方、これは特に義務教育でもございますので、考え方は違ってくるというふうに思っています。

○南委員長 奥田委員、手短にお願いします。

○奥田委員 確かに、幼稚園の考え方と小中学校の考えは違うんですね。よく分かりました。ただ、今の話を聞いていたら、統廃合、適正規模、適正配置の学校の統廃合というのは教育長としては慎重に進めていくと、そういうふう理解でいいですね。

○出口教育長 当然慎重に進めていきたいというふうに思っています。

○南委員長 すみません。先ほど前段に奥田委員さん、プール施設についてはどうなのという指摘がございましたけれども、やはり計画に上げておかなくてもいいんですか。もし上げておかなくて、上げていないから採択されなかったといたらとんでもないことになりますので、そこら辺だけはつきり答弁のほう。

○山口教育総務課長 プールも当然学校施設であります。国のほうからは個別にプールを入れなさいとかそういったことはないのですが、基本的には建物と言われるものについてどういう方針でいくのか、どういう計画なのかということなんですけれども、今言われたプールも大事な施設ですので、この計画のほうには入れ込んでいきたいなと今考えております。

○南委員長 ぜひともお願いします。

○内山委員 先ほどの小川委員の発言と関連して、避難所機能の強化、バリアフリーのトイレの洋式というのは重要なことだと思いますし、それにつけ加えて、コロナワクチンの集団接種会場としても、今後様々な人が利用になるということになりますので、この辺の強化はぜひ進めなくちゃいけないというふうに考えるんですが、その点についてもどうでしょうか。

○山口教育総務課長 コロナのワクチンの接種会場になるというところで今お話は来ております。そういった会場というのはやっぱり衛生的でなければならないと思いますので、体育館につきましては、先ほど言ったようにトイレの洋式化も含めて検討していくことではあると考えておりますので、有利な補助金等も活用しながら今後進めていきたいなと考えてはおります。

○三鬼（和）委員 この計画を見ておると、前段に質問された方と共通のところがあるんですけど、4ページの児童・生徒数の推移があつて、それから、それと10ページとか11ページにハード面というのかがあつて、そして11ペー

ジには上の部分の最後のところに長寿化の実施だけでは財政面の対応が困難って、先行きのことも触れておるんですけど、話を聞いておって、例えば尾鷲中学校の体育館の整備にターゲットを当てておるのであれば、この計画はさもありなんと思うんですけど、全体を考えた場合とすると、やっぱり生徒の減少も含めて、例えば輪内中学校なんかは施設でいくと、生徒は減少するけど施設については全てAということがあったりとかってするわけじゃないですか。私は個人的には中学校を尾鷲学園にして校舎を上手に使えないかとか、輪内中学校をするときには、輪内地区はもう小中一貫学校にできないのかという個人的な提案をした経緯があって、もうそれから10年近くになってきておるんですけど、そのように時代は流れて生徒・児童数が減ってくるわけで、今言いましたように、中学校の体育館をターゲットに国の補助とかそういうのを生かしたいという考えだったらこれはこれでいいと思うんですけど、全体で考えれば、そういった前段でも意見があったように、やっぱり学校の在り方というのか、それが先になくっては長期的な計画ってちょっと違うんじゃないかなと思うんです。

現市政になってから先ほども出ておりましたように三木小学校であるとか、三木里小学校なんかの先の計画とか適正配置、適正、児童数、生徒数のどこでも議論は出ておりましたけど、割かし違う方向性を見いだすために休校にしてしまったりとかというのは、もう少しこの辺は将来の尾鷲とか子育てとか、子供たちが大事、子供たちがいなくちゃまちが崩壊していくんだということを考えれば、こういったことのほうが大事じゃないかなと思うんですけど、一体どっちでこの計画を立てられたんですか。

○山口教育総務課長 適正規模、適正配置の話は、先ほど言ったように、今後の児童・生徒数を鑑みて必ずつくっていかねばならないものなんですけれども、今回建物については国のほうからも来ておるんですけども、適正配置がない場合については、取りあえず現状の施設においての計画を立てるというように指示が来ておりますので、取りあえずそういった形で今回立てさせていただきました。先ほど言ったように、そういった適正規模、適正配置の計画といいますか、考え方が示されれば当然、この計画にも反映して見直しは行っていきたいと考えております。

○三鬼（和）委員 私が言うのは、最初の5年がいいと思うんです。ここ5年ぐらいいは、規模はで考えながら行っても、それと、先ほどから話が出ておりましたように、尾鷲中学校とか尾鷲小学校は最後まで残る学校やという漠然とした考えも含めて、そういったのはいいと思うんですけど、でも、やっぱり将来的なものを

見据えてやらないと、何をやっぱり財政が厳しい折でありますので、何をやっぱり根本的に学校施設を整備していくのかという、ちょっとずつ全体をしても、またその先の5年では……。

○南委員長 お話中、ちょっとすみません、正午の時報のため、ちょっと中断します。

(休憩 午前 11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○南委員長 続行します。

○三鬼(和)委員 取りあえずといたらおかしいけど、最初の5年では、今の現状を具体的なものを整備という観点で行くのであれば、先ほど委員長のあれの中で8年ってありましたけど、8年以上学校は続いていくわけですけど、後半というのか、この5年間を資料の中で、今ほかの委員からも指摘がありましたように、検討委員会等々を立ち上げて、将来的にはやっぱり構想、生徒・児童数も併せて将来的には尾鷲の学校の在り方、それから教育の在り方を含めてやられるのか、どうなのかという、その辺をどう担保できるのかということを知った上で、この5年間を理解するかどうかという考えにしたいと思うんですけど、その辺はどうですか。

○出口教育長 今回の件につきましては、我々も当然、課題としては持っております、計画の中の12ページの課題4の中でも、これは学校施設の規模等の最適化という部分の中には、今委員がおっしゃられたことも踏まえておいて、その中で、今、課長が申しあげましたように、近いうちにそういった計画をつくるための検討委員会というものをやっぱり設置していく必要があるだろうというふうには考えております。

○三鬼(和)委員 現在、今までは教育委員会が独立しておったことを踏まえて、教育長がそう言われればそうかなとは思いますが、現在ではやっぱり市長の意見というのにも必要だとは思いますが、市長のこれを出すに当たっては市長には示しておると思うんですけど、そういったことも含めて市長ともお話しはされておるんですか。やっぱり市長が一番理解していないと、市長の方針でまだ変わっていくという可能性があるんですけど、その辺はどうなんですか。ここで、今回、委員会でこういった議題というか話になったからそう答弁しておるのかどうかということも含めて御説明ください。

○出口教育長 この部分についてはまだ詰めた話はしておりません。

○三鬼（和）委員　市長と詰めて、これは3月の定例会ですときには、その辺も明確にさせていただきたいと思うんですけど、いかがですか、その辺は。

○出口教育長　そこの部分につきましては非常にこの計画を考えていく上で、今おっしゃられたように将来的に考えていく上では重要なポイントになってくるかと思しますので、そこの部分については十分に話し合いたいというふうに思います。

○南委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　今の先ほど三鬼和昭さんの適正規模、適正配置ということは計画を立てるに当たって大変重要なことですので、教育長も近い将来、検討委員会なりを考えておるといことですので、執行部の特に市長と十二分に検討をしていただいて整合性のあるような方向で計画は立てていただきたいと強く要望をしておきます。

よろしいですね。教育委員会の審査は終わります。ありがとうございました。

引き続きその他の報告があるんですが、2点ほど、それも引き続き行います。

ありがとうございました、教育委員会。

その他の報告として、国土強靱化の地域計画についてと新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について簡単に報告ですね。

（「資料は」と呼ぶ者あり）

○南委員長　資料はないですね。いや、なかったですよ、資料。

（発言する者あり）

○南委員長　分かりました。

よろしいですか。

それでは、政策調整課長、お願いします。

○三鬼政策調整課長　お時間いただき、ありがとうございます。

今回は2点、国土強靱化地域計画と地方創生臨時交付金の2点を御報告させていただきます。

通知させていただきます。

まず、国土強靱化地域計画について御説明させていただきます。

本計画は、第7次尾鷲市総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体として、本年度と来年度の2か年で策定を行うものでございます。

本計画の策定では、これまで基本目標、事前に備えるべき目標、リスクシナリオ、強靱化施策分野の設定、計画の構成の検討を行ってきており、現在はリスクシナリ

オに関わる、現時点での脆弱性の評価及び対応方針について素案を策定中でございます。

一方、三重県におきましても、県内29市町そろって国土強靱化に関する国への発表を実施する状況でございますので、令和2年度中の全市町の計画策定を目指している状況であることから、本市も県との協議を継続して行ってまいりました。

そこで、本市としまして、第7次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体として2か年で国土強靱化地域計画を策定するという基本方針に変更はございませんが、三重県の国土強靱化地域計画策定の手法を参考とし、脆弱性の評価と対応方針までを本年度策定した後、個別事業計画は来年度にという2段階策定の方式を取ることを県と協議いたしました。

このような県との調整を経て、基本目標から脆弱性評価に対する対応方針までを令和2年度末までに完了させた展開で、県を参考とし国土強靱化地域計画を策定したとして、国に報告することとしたいと考えております。

なお、国土強靱化地域計画には、計画期間の定めがなく、随時見直していくべき性質のものであり、現在作業中の内容は、現時点での脆弱性評価及び対応方針であるため、令和3年度中に第7次総合計画との整合性を図り内容をブラッシュアップしながら、国土強靱化計画を策定していきたいと考えております。

なお、国におかれましては、この計画を策定するに当たり、明記されました事業について、交付金、補助金の重点配分、優先選択とする要件化につきましては、令和4年度以降に導入予定と聞いております。

以上が国土強靱化についての御説明でございます。

続きましてよろしいですか。

○南委員長 併せてお願いします。

○三鬼政策調整課長 続きましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額について御説明申し上げます。

本交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止と併せて、雇用と事業の維持、継続を図るとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図ることを目的としております。

その実施に当たり、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかな必要な事業を実施できるよう、国庫補助事業の地方負担分が交付される予定であった第3次交付金に新たに増額される形となりました。

本市の交付限度額につきましては、国庫補助事業の市負担分について734万6,000円、感染症対応分として4,433万7,000円、地域経済対応分として1億4,353万2,000円の合計1億9,521万5,000円であります。

なお、本市の対応方針としましては、国庫補助事業のうち市負担分734万6,000円のうち市の負担が法令で定められている事業分238万6,000円と増額分の1億8,786万9,000円、これを合わせた1億9,025万5,000円についてを来年度に繰り越しし、令和3年度事業に充当したいと考えております。

事業内容につきましては、既に行いました第1次、第2次で実施した事業等における効果を踏まえた上で事業選択を行い、市議会にお示ししたいと考えており、予算の計上時期につきましても、追って御相談、御報告をさせていただきたいと考えております。

報告は以上2点でございます。

以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

(発言する者あり)

○南委員長 入っていない、資料。

ちょっともう一回送ってやってくれる。

(発言する者あり)

○南委員長 入りました。

説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○三鬼(和)委員 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金なんですけど、この割合を見ていると、地域経済対応分ってあるということは、例えば商品券とかそういったものの財源にも十分使えるということですか。

○三鬼政策調整課長 使い方としましては、合計の中で事業を計画することができるというふうに確認しておりますが、基本的には地域経済の対策として、前回行いましたプレミアム付き商品券事業、これが該当することも含めて今計画をしております。

○三鬼(和)委員 今回、コロナというのを経験して、行政としても本当に困っておるところというのも見えてきたと思うんですね、市内の生活の中で。そういった対策とかそういうのも引き続き考えられておることというのはあるんですか、どうなんですか。

- 三鬼政策調整課長 庁内でも会議を重ねておりまして、やはりこれまで行った事業の検証や今、実際にお声をいただいていることも含めて事業選択に役立てることで今協議を進めております。
- 奥田委員 今資料を示していただいて、繰越しの分はよく分かりました。
- それで、繰越しのない部分で、1次、2次、それから3次の一部の部分、これはもう全部使い切ったんですよね。例えば入札差金とかあったのとかもどういうふうに使ったのかというのは。
- 三鬼政策調整課長 既にお示ししました事業につきまして、全てを実行させていただき、あとは、決算というか総額をどう配分するか今精査しておりまして、全ては一般財源が少し必要な状況でございますので、全て交付金は使い切ったという形で御理解ください。ですので、一般財源の負担も含めて既にいただきました4億9,197万5,000円につきましては既に使い切るという形でございます。
- 奥田委員 その辺の資料とかはまた示してもらえますよね、3月、きちっと説明してもらえん。
- 三鬼政策調整課長 これはきちっと各事業ごとに説明をさせていただきます。
- 濱中委員 この分は一般会計へ入ってくる分だけですよ。医療とか感染症対応の病院の分はまた全然別にあるわけですよ。
- 三鬼政策調整課長 おっしゃるとおりでございます。
- 三鬼（和）委員 今先ほど奥田委員が本年度分について、繰越分じゃない分について質問したんですけど、コロナで非常に生活的にも大変というか経済もという中で、例えば本市において、今回もうコロナ禍ということで、春から続いておるコロナ禍ということで、いろんな事業が取り止めになって本年度で計上した補助金というのかな、それがほとんど使わずに、おたく、財政じゃないのであれなんですけど、私は財政的なことで繰り越すというのも一つの考え方分かりませんが、本当に住民の皆さんが生活が大変とかそういうところを鑑みれることがあるとすれば、本年度もやっていれば経済効果もあったでしょうけど、市単の部分については、ほとんど消化しておったわけですので、その補助金の部分、差額の部分とそういった部分も生かして、何とか住民の市民の皆さんのためにコロナ対策というのを活用してほしいなと思うんですけど、庁内会議とかではそういった議論というのは出ていないんですか。私だったら12月に補正しておいて、その分を一般会計に生かしたやり方をできたんじゃないかなと思いましたがちょっと発言させていただきました。どうなんですか。

○南委員長　主に財政課所管の問題なんですけど、趣旨は十分理解できますので、答えられる範囲で。

○三鬼政策調整課長　私どもで答えられる範囲で答弁させていただきます。

やはり前回お認めいただきました4億9,100万円分の事業、一般財源も含めてプレミアム付き商品券もはじめ、当時で考えられることは御説明させていただいたつもりでおります。

委員御指摘の当初使うべきものであったものを使わなかった予算の議論につきましては、正直そこまで深くできてなかったのが正直なところでございますが、そういうことも含めて、税金を有効に活用しながらどう効果を出していくかというのは私どもがまとめている、こういう事業の中でも議論は進めたいと思っておりますし、今回御提案いただきましたのは令和3年度事業ということですので、それも踏まえてちょっと財政課とも相談していきたいと思っております。

○南委員長　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、ないようですので、これで会議を終了いたします。

長時間にわたりありがとうございました。御苦労さんでした。

(午後 0時15分 閉会)